

第 1 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成30年1月17日(水) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 泰弘・3 坂倉 行光・4 田村 明・5 前川 洋子
8 喜多 義幸・10 川口 邦次・11 横山 帛生・12 浅生 哲也
13 平井 秀次・19 佐野 すま子・21 坂野 大徹・24 川邊 千秋
以上12名

欠席委員 2 太田 義政・9 石井 康宏

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 藤井事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 11 横山 帛生・12 浅生 哲也

事 項

報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第 5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
報告第 6号 時効取得による所有権の移転について
報告第 7号 買受適格証明願(公売)について

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第 7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第 8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第 9号 非農地証明願について
議案第10号 買受適格証明願(公売)について
議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>第1回第1農地部会を開催させていただきます。 本日のご欠席は2番の太田義政委員、9番の石井康宏委員の2名でございます。 出席委員は12名です。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。 11番の横山帛生委員、12番の浅生哲也委員、よろしく願いいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告案件に入ります。報告1号から第7号まで、事務局から一括してご報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>大変失礼ですけれども、座って説明させていただきます。よろしく願いします。 それでは、議案書1ページから3ページでございます。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から20で、3ページのほうをご覧くださいますようお願いいたします。合計件数は20件、合計面積は田で6万9,564㎡でございます。 これにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 続きまして、4ページから9ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から12で、9ページをお願いいたします。件数は合計12件、合計面積は7万2,253.70㎡、内訳としまして田が5万8,011㎡、畑が1万4,242.70㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が宅地になっているところにつきましては、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導をさせていただいております。 10ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1、学習塾用地 番号2、貸駐車場用地 番号3、賃貸住宅用地 この3件で、合計面積は729.49㎡、このうち田が8.49㎡、畑が721㎡でございます。 11ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1、物置用地 番号2、一般個人住宅用地 番号3及び番号4、駐車場用地</p>

番号5、一般個人住宅用地
番号6、貸駐車場用地
番号7、宅地及び駐車場用地
番号8、資材置場用地
番号9、一般個人住宅用地
番号10、宅地分譲用地
番号11、一般個人住宅用地
番号12、駐車場用地
番号13、資材置場用地
番号14、駐車場用地
でございます。

以上、件数は14件で、合計面積は5,503.49㎡、内訳としまして田が2,322.49㎡、畑が3,181㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、合計面積は畑で373㎡でございます。

13ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、申請地は田で643㎡外1筆で、取得年月日は昭和64年1月1日でございます。

この案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、時効取得が完成しております。

14ページをお願いいたします。

報告第7号 買受適格証明願（公売）についてでございます。

番号1、公売対象農地 末広町 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 595㎡、届出人（有） _____ 取締役 _____。

これにつきましては、津地方裁判所が行います不動産競売に参加するための証明願で、落札後は一般個人住宅用地とするために、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付されております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書15ページ、16ページをお願いいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____（持分10分の1）、面積 1万2,265.49㎡、渡人 _____（持分10分の1）、面積 1万2,265.49㎡、申請地 一身田上津部田ヨノ坪 _____、台帳地目 田、現況

地目 畑、面積 37㎡外1筆で、合計面積 470㎡。

これにつきましては、生前部分贈与で、受人は申請地の10分の1の持ち分を譲り受けるものです。

番号2、地区 一身田、受人 _____、面積 12万9,131㎡、渡人 _____、面積 2,325.54㎡、申請地 一身田豊野にノ坪 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 337㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 神戸、受人 _____ (持分3分の1) 外2名、面積 1万458㎡、渡人 _____、面積 1万458㎡、申請地 野田大坪 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1,695㎡外3筆で、合計面積 1万458㎡。

これにつきましては、_____申請地を生前一括贈与するものです。

番号4、地区 櫛形、受人 _____、面積 63万893㎡、渡人 _____、面積 9,421㎡、申請地 分部堀田 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 211㎡外1筆で、合計面積 1,471㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 片田、受人 _____、面積 1万1,625㎡、渡人 _____、面積 1,207㎡、申請地 片田長谷場町角下 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 49㎡外1筆で、合計面積 91㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 雲出、受人 _____、面積 7,608㎡、渡人 _____、面積 3,667㎡、申請地 雲出伊倉津町十四割 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1,109㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 大里、受人 _____、面積 2万5,559㎡、渡人 _____、面積 1,877㎡、申請地 大里窪田町平尾前 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 887㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 大里、受人 _____、面積 12万3,199.91㎡、渡人 _____、面積 4,622㎡、申請地 大里窪田町橋垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 337㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

16ページをお願いいたします。

番号9、地区 黒田、受人 _____、面積 2万6,950.51㎡、渡人 _____、面積 5,867㎡、申請地 河芸町浜田小脇 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 100㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号10、地区 黒田、受人 _____、面積 4,707㎡、渡人 _____、面積 851.32㎡、申請地 河芸町三行小林 _____、台

帳地目・現況地目とも畑で、面積 221㎡外1筆で、合計面積 373㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号11、地区 明、受人 _____、面積 6,259㎡、渡人 _____、面積 7,723㎡、申請地 芸濃町忍田地蔵堂_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1,647㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号12、地区 村主、受人 _____、面積 2,360㎡、渡人 亡き_____、相続財産管理人弁護士 _____、面積 2,360㎡、申請地 安濃町南神山井坪_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1,032㎡外8筆で、合計面積 6,738㎡。

これにつきましては、相続財産管理のための所有権移転になります。

以上、件数は合計12件で、合計面積は2万4,049㎡、このうち田が2万1,400㎡、畑が2,649㎡でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局のご説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

田村委員 4番、田村です。1月11日に現地確認を行いました。地元推進委員も特に意見はないということで問題ないと判断いたします。
続きまして、2番のほうの回答させていただきます。
1月の11日、現地確認を行いまして、地元推進委員も特に意見はないということで、事務局説明どおり問題ないと判断いたします。

議 長 ありがとうございます。
番号3番。

前川委員 5番、前川です。1月11日の日に、地元推進委員と連絡をとり聞き取りしたところ、特に問題ないということですのでお願いします。

議 長 ありがとう。
番号4番。

前川委員 5番、前川です。1月15日の日に、地元推進委員へ連絡をとり、聞き取りしたところ特に問題はないということでした。つづいて5番もですが、1月15日に地元推進委員と連絡をとり、聞き取りしたところ特に問題ないということでした。2件とも事務局の説明どおりで問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 番号6番。

太田委員	1 番、太田です。これは事務局の説明どおり問題ないということで、よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号 7、8 番。
坂倉委員	3 番、坂倉です。1 月 1 4 日に地元推進委員と一緒に現地確認をしました。いずれも問題ないということで、事務局の説明どおり問題ありません。よろしくをお願いします。
議 長	番号 9 番、1 0 番については、私の担当地区になります。9 番は事務局の説明のとおりで地元推進委員からも意見はありませんでした。 1 0 番は、地元推進委員に確認しましたが、別に問題ないということでしたので、よろしくをお願いします。 番号 1 1 番。
川口委員	1 0 番、川口です。1 0 日の日に現地確認をしました。地元推進委員は当日欠席でしたが、他地区担当の推進委員が同席していただき、別に問題ないとのことでした。事務局の説明どおりで問題ないと思います。
議 長	ありがとうございます。 番号 1 2 番。
平井委員	1 3 番、平井です。1 月の 1 0 日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題なしということでございますので、事務局の説明どおり問題ないということです。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第 1 号については許可することに決定いたします。 次に、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局のご説明をお願いします。
事 務 局	議案書 1 7 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号 1、地区 雲出、借人 (株)_____ 代表取締役 _____、面積 1 8 万 7, 2 5 5 m ² 、貸人 _____、面積 9, 7 5 3 m ² 、申請地 雲出本郷町一ノ割_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1, 1 4 0 m ² 外 1 筆で、合計面積 3, 5 1 3 m ² 。 これにつきましては、借人は、高齢化のため労力不足の貸人と申請地に 5 年間の賃貸借権を設定し、営農を拡大するものです。

件数はこの1件で、この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとう。
事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

太田委員

1番、太田です。地元推進委員も問題ないということですので、事務局の説明どおりよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

ありがとう。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。
次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局のご説明をお願いいたします。

事 務 局

18ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。
番号1、地区 神戸、申請者 _____、申請地 神戸中垣内____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 105㎡外1筆で、合計面積 386㎡。
これにつきましては、25年ほど前に農業用倉庫を建築されておりまして、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。
件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとう。
事務局のご説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

前川委員

5番、前川です。1月10日の日に地元推進委員と現地確認をしまして、始末書も提出されているということから、事務局の説明どおり特に問題ないと思ひますのでよろしくお願ひします。

議 長

ありがとう。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがで

すか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について、事務局のご説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町久知野橋爪 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 323㎡。

これにつきましては、平成29年11月16日に所有権移転で許可をした案件でございますが、使用貸借権の設定に変更するというので、このたび許可の取消願が提出されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局のご説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。

私の担当地区ですが、事務局から説明のあったとおりでございますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局のご説明をお願いします。

事務局 議案書20ページから22ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 野田法事谷 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1,141㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積が459.36㎡、転用面積の40.3%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、受人 社会福祉法人 _____ 理事長 _____、渡人 _____、申請地 野田鎌切 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 2,611㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を職員用

の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 安東、受人 _____ 会長 _____、渡人 _____、申請地 北河路町東浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 43㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を墓地への通路用地とするものです。

農地区分は、第1種農地と判断されます。

番号4、地区 安東、受人 _____ 会長 _____、渡人 _____、申請地 北河路町東浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 23㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、先ほどと同じく墓地への通路用地とするものです。

農地区分は、第1種農地と判断されます。

番号5、地区 楡形、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 分部赤坂 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1,444㎡外1筆で、合計面積 1,636㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は785㎡、転用面積の47.9%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 楡形、受人 社会福祉法人 _____ 理事 _____、渡人 _____、申請地 産品中之谷 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 743㎡外3筆で、合計面積 1,175㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地に檜を植林するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高茶屋、受人 _____ (株) 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町竹縄 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 136㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を道路用地とするものです。

なお、この案件につきましては、次に出てきます議案第6号の番号1の案件と一体利用されるというものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 黒田、受人 (有) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町北黒田御絵堂 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 347㎡外4筆で、21ページのほうをお願いいたします。合計面積で1,847㎡でございます。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 黒田、受人 (有) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町北黒田絞り _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 567㎡。

これにつきましても先ほどと同様、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申

請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 黒田、受人 (有)_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町三行大門_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地域、面積 70㎡外3筆で、合計面積 2,332㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものですが、25年ほど前からこの目的で既に使用されておりまして、始末書が提出されております。ということから、追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 安西、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町小野平清水_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 952㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は480.96㎡、転用面積の51%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 安濃、受人 _____、転用後の賃借人が(株)_____ 代表取締役 _____になります。渡人が_____、申請地 安濃町安濃柱_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 300㎡外4筆で、合計面積 810㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は459.2㎡、転用面積の57%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 安濃、受人 (株)_____ 代表取締役 _____ (持分2分の1) 外1名で、渡人 _____外1名、申請地 安濃町太田水壁_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 327㎡外1筆で、合計面積 705㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 安濃、受人 (有)_____ 代表取締役 _____、渡人 外1名、申請地 安濃町曾根前_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 2,435㎡。

22ページをお願いいたします。

外1筆で、合計面積が6,782㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分譲住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は14件で、合計面積は1万8,410㎡、このうち田が1万5,241㎡、畑が3,169㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、2番。

前川委員

5番、前川です。1番は、1月10日の日に会長、部会長、それから地元推進委員と現地確認をしました。今までここは遊休農地になっていたため、地元の自治会の方も太陽光発電をしてもらえるのならいいのではないかとのことでした。事務局の説明どおり特に問題ないということですのでよろしく願います。

それから、2番。1月10日の日に地元推進委員と現地確認をいたしまして、事務局の説明どおり特に問題ないということですのでよろしく願います。

議 長

ありがとうございます
番号3番。

事 務 局

番号3番、番号4番につきましては、太田委員の担当地域になります。本日欠席されておりますが、事前に問題ないということでご連絡いただいておりますので、よろしく願いたいと思います。

議 長

ありがとう
番号5番。

前川委員

5番、前川です。1月10日の日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認をいたしました。推進委員が事業者へ地元の意見を聞いてほしいということで依頼していただき、その後話をしてもらいました。あとは事務局の説明どおり特に問題ないと思いますのでよろしく願います。

6番、これも1月10日の日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認をしまして、事務局の説明どおり特に問題ないと思いますのでよろしく願います。

議 長

ありがとう
番号7番。

太田委員

1番、太田です。これは、地元推進委員も問題ないということでした。これは先ほど事務局から説明があったとおり、次の議案で提案する場所と一体利用をしようとするものです。よろしく願いたいと思います。

議 長

ありがとうございます。
番号8番、9番、10番

これは私の担当地区になりますが、1月の10日に守山会長、私、事務局と現地確認を実施したところ、地元推進委員も別に問題なしということで、事務局の説明どおりでよろしく願います。

番号11番。

事 務 局

こちらは石井委員の所管地域になります。本日欠席されておりますが、事前に問題ないということでお返事いただいておりますので、よろしく願いたいと思います。

議 長 番号12番、13番。

浅生委員 12番、浅生です。地元推進委員も別に問題なしということでございます。
13番、地元推進委員も問題なしということで、よろしく申し上げます。

議 長 14番。

浅生委員 12番、浅生です。会長、部会長と共に現地確認をした結果、別に問題なし
ということです。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。
次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 23ページから25ページをお願いいたします。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
番号1、地区 高茶屋、借人 _____(株) 代表取締役 _____、貸人外19名、申請地 高茶屋小森町竹縄_____, 台帳地目・現況地目とも田で、面積834㎡外31筆で、合計面積としましては3万1,049㎡です。
これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を駐車場及び道路用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号2、地区 明合、借人 _____(株) 代表取締役 _____、貸人外1名、申請地 安濃町野口大谷_____, 台帳地目・現況地目とも畑で、面積 598㎡外10筆で、25ページになりますが、合計面積は7,669㎡です。
これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は3,820.96㎡、転用面積の50%に当たります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
以上、件数は2件で、合計面積は3万8,718㎡、このうち田が3万3,516㎡、畑が3,219㎡、その他ですが、これは台帳地目が山林となっている農地でございます。これが1,983㎡でございます。
いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局のご説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

太田委員 1番、太田です。これは10日の日に守山会長、それから部会長、それから
地元推進委員と現地確認を実施しました。事務局の説明どおり問題ないという
ことで、よろしくお願いいたします。

議 長 番号2番。

浅生委員 12番、浅生です。地元推進委員、また会長、部会長ともに現地確認をした
結果、問題なしということでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがです
か。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第6号については許可することに決定いた
します。
次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使
用貸借）、事務局のご説明をお願いします。

事 務 局 議案書26ページをお願いいたします。
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸
借）でございます。

番号1、地区 安東、借人 (株)_____ 代表取締役 _____、貸
人 _____、申請地 観音寺町中戸井_____、台帳地目 田、現況地目
雑種地、面積 912㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を
従業員用駐車場用地とするものですが、昭和50年ごろから既にこの目的で使
用されておりまして、始末書が提出されておりますことから追認しようとする
ものです。

農地区分は、第1種農地と判断されます。

番号2、地区 雲出、借人 _____、貸人 _____、申請地 雲出本郷
町北山ノ後_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 333㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定し、申請
地を太陽光発電施設用地とするものです。ただ昨年5月からこの目的で使用さ
れておりまして、始末書が提出されておりますことから追認しようとするもの
です。

パネル設置面積が168.3㎡、転用面積の51%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里山室

町西川原_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 305㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 上野、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町久知野橋爪_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 323㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を農家用住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安濃、借人 _____外1名、貸人 _____、申請地 安濃町内多山出_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 419㎡のうち246㎡外1筆で、合計面積で288㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件で、合計面積が2,161㎡、このうち田が1,568㎡、畑が593㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局のご説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

事 務 局 議長、すみません。安東の案件、本日欠席の太田委員の担当地域になります。問題ないということで事前連絡をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号2番。

太田委員 1番、太田です。これは10日の日に地元推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明のとおり問題ないであろうということで、よろしくお願いいたします。

議 長 番号3番。

坂倉委員 3番、坂倉です。1月10日に、私は所用があり現地確認できませんでしたが、地元推進委員と事務局が現地確認しました。問題なしということで報告を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとう。
番号4番。
私の担当地区ですが、地元推進委員も別に問題なしということで、事務局の説明のとおりよろしくお願いいたします。
番号5番。

浅生委員	12番、浅生です。地元推進委員と現地確認をした結果、別に問題なしということでよろしく願います。
議長	ありがとう。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第7号については許可することに決定いたします。 次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局のご説明をお願いいたします。
事務局	27ページをお願いいたします。 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。 番号1、地区 棕本、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本墓沢_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 1, 221㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に21年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は970㎡、転用面積の79%に当たります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。
議長	事務局のご説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1番。
川口委員	10番、川口です。10日の日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認いたしました。当該地はこれまでも同じ転用目的で申請され許可されている隣接地に位置します。地元推進委員2名からも特に意見はなく、事務局の説明どおりで問題ないと思いますのでよろしく願います。
議長	ありがとうございます。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第8号については許可することに決定いたします。 次に、議案第9号 非農地証明について、事務局のご説明をお願いします。

事務局 議案書28ページをお願いいたします。
議案第9号 非農地証明についてでございます。
番号1、地区 村主、願出者 _____、申請地 安濃町浄土寺北中砂 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 757㎡。
これにつきましては、提出いただきました平成4年10月28日に国土地理院が撮影しました航空写真によりまして、申請地には、この時点で既に広場という形になっていることが確認できます。
件数はこの1件で、この案件につきまして、農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局のご説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

平井委員 13番、平井です。1月の10日の日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題なしということでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第9号については証明することに決定いたします。
次に、議案第10号 買受適格証明願（公売）について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 29ページをお願いいたします。
議案第10号 買受適格証明願（公売）についてでございます。
番号1、地区 敬和、公売対象農地が末広町 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 599㎡、申請人 _____、耕作面積 5,255㎡。
これにつきましては、津地方裁判所が行います不動産競売に参加するための証明願で、落札後は、農地として営農を拡大するもので、農地法第3条の許可申請が添付されております。
なお、この農地法第3条の許可申請につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局のご説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

佐野委員	19番、佐野です。今ありました事務局の説明どおりで問題ないと思います。よろしく願いいたします。
議長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第10号については証明することに決定いたします。 次に、別冊でお配りしました議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別表をご覧いただきたいと思えます。 地区別に、下の合計欄のところで説明をさせていただきます。 まず、津地区をご覧いただきたいと思えます。田の賃貸借、使用貸借で17万536㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,208.6㎡、契約件数は85件でございます。 河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3万313㎡、畑の使用貸借で214㎡、契約件数は12件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3万7,581㎡、畑の賃貸借で7,715㎡、契約件数17件でございます。 芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万7,503㎡、契約件数は8件でございます。 美里地区につきましては、田の賃貸借で899㎡、契約件数1件でございます。 香良洲地区につきましては、田の賃貸借で5,723㎡、契約件数1件でございます。 以上、合計で他の集積につきましては、賃貸借、使用貸借を合わせまして26万2,555㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で1万3,137.6㎡、契約件数の合計が124件、合計面積は27万5,692.6㎡となっております。 次に、認定農業者への集積状況でございます。 まず、津地区で38件、河芸地区で8件、安濃地区が15件、芸濃地区6件で合計67件、合計面積は21万3,032㎡でございます。 今回の利用集積計画のうち、件数で54%、面積では77.3%が認定農業者に集積されております。 今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に

該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとう。
説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

議長 次に、整理番号103についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号14、外17件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号65、外3件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この2件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号6、外75件の_____に関する分についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 皆さん、この件についていかがですか、34件について。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、議案第11号について、全て適正であると認め、市長に進達することいたします。
以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
第1回第1農地部会を終了いたします。

午前11時02分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

平成30年1月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____